

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に関するQ & A

1. 試行対象工事について

Q 1. 対象工事であれば、全ての工事で補正するのか。

A 1. 受注者が補正を希望した場合に対象とします。

Q 2. 受注者が補正を希望する場合、いつまでに申し出ればよいのか。

A 2. 施工計画書記載内容の確認時期（現場着手前）までと考えます。

なお、令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件については、その限りではないと考えます。

Q 3. 当該工事に関係しない測量作業や地質調査作業（別途、委託契約を締結している案件）は対象となるのか。

A 3. 当該工事に関係しない作業（別途、委託契約を締結しているもの）は対象外となります。なお、当該工事の準備作業として行う測量作業や地質調査作業、出来形検査のための測量作業（当該工事に関係するもの）については対象となります。

Q 4. 現場着手に当たり監督員へ補正の希望を申し出たが、結果的に熱中症対策が未実施となった場合は工事成績評定において減点等の対象となるのか。

A 4. 現場管理費の補正にならないだけで、工事成績評定において減点等の対象にはなりません。

Q 5. 令和7年6月1日より前に契約した工事においても、現場管理費の補正は適用可能となるか。

A 5. 令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件については、適用可能です。

2. 計測・真夏日率の算定方法について

Q 6. 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）は、どのように把握するのか。

A 6. 環境省熱中症予防情報サイトのホームページ（以下「環境省 HP」と言う。）で確認できます（URL <https://www.wbgt.env.go.jp/>）。

Q 7. 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温は、どのように把握するのか。

A 7. 気象庁のホームページ（以下「気象庁 HP」と言う。）で確認できます（URL <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）。

Q 8. 昼間工事における日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の判断基準となる適用時間とは、施工計画書で定めた標準的な作業時間とするか、日ごとの実作業時間帯とするか。

A 8. 施工計画書で定めた作業時間で対応してもらうことを想定しています。

なお、令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件については、受発注者間の協議日以降に定めた変更施工計画書によると考えます。

Q 9. 夜間工事における日最高気温又は暑さ指数 (WBGT) の判断基準となる適用時間とは、施工計画書で定めた標準的な作業時間とするか、日ごとの実作業時間帯とするか。

A 9. 施工計画書で定めた作業時間で対応してもらうことを想定していますが、地元との調整等やむを得ない理由により作業時間を変更した場合は、監督員と協議して下さい。

Q10. 休工日は対象期間に含むのか。

A10. 平日の休工日は対象期間に含みます。なお、その日が真夏日であったとしても、休工日は真夏日に含めないで、真夏日の算出にあたっては注意してください。

Q11. 製作期間を含む工事の場合は、どのように算定するのか。

A11. 製作期間を含む工事の場合、工場製作のみを行う期間は対象期間から除きます。なお、別途、屋外作業（別工種等の施工）を行った日は対象となります。

Q12. 工事の一部中止期間中（工事全体を一時中止ではない）の場合は、どのように算定するのか。

A12. 工事の一部中止期間中については、一部、屋外作業を行っていることになりまして補正の対象となります。ただし、屋外作業を行っていない場合は対象外となります。

Q13. 対象期間において、日曜日及び土曜日（作業実施日以外）は含まないとありますが、休日作業届を提出して作業を行う日曜日及び土曜日の作業実施日は、対象期間に含まれますか。

A13. 休日作業届を提出して作業を行う日曜日及び土曜日は、作業実施日となりますので対象期間に含まれます。

Q14. 変更契約手続上、「工事完成日まで」を「対象期間」とすることが困難な場合は、受発注者協議により別途定めた日を工事完成日とみなすことができるとは、工事完成日の何日前位を想定していますか。

A14. 本試行による現場管理費の補正は最終変更設計書により補正するため、最終変更設計の作成開始日までを対象期間とします（最終変更設計の作成開始日は、原則、竣工検査の3週間前）。

### 3. その他

Q15. 補正を希望する場合、熱中症対策の内容について施工計画書へ記載する必要があるか。

A15. 熱中症対策の内容について、施工計画書へ記載して下さい。

なお、令和7年5月31日以前に契約している工事で令和8年10月1日以降に完了する案件で、すでに施工計画書を発注者へ提出している場合は、変更施工計画書へ記載して下さい。

Q16. 熱中症対策の実施報告は必要か。

A16. 施工（変更施工）計画書に記載した熱中症対策について、実施した状況が分かる写真等と、真夏日の算出根拠資料を提出してください。

Q17. 本試行（熱中症対策に資する現場管理費補正）と現場環境改善費（安全関係）における避暑（熱中症予防）の併用は可能か。

A17. 次のように対象となる項目が異なるため、併用可能です。

○熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口保水液等効果的な飲料水等）

○現場環境改善費（避暑（熱中症予防））

現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（日よけテント、遮光ネット等）